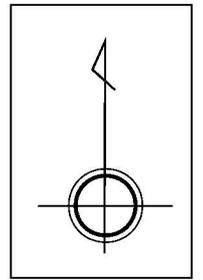
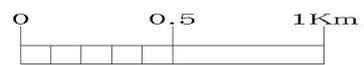
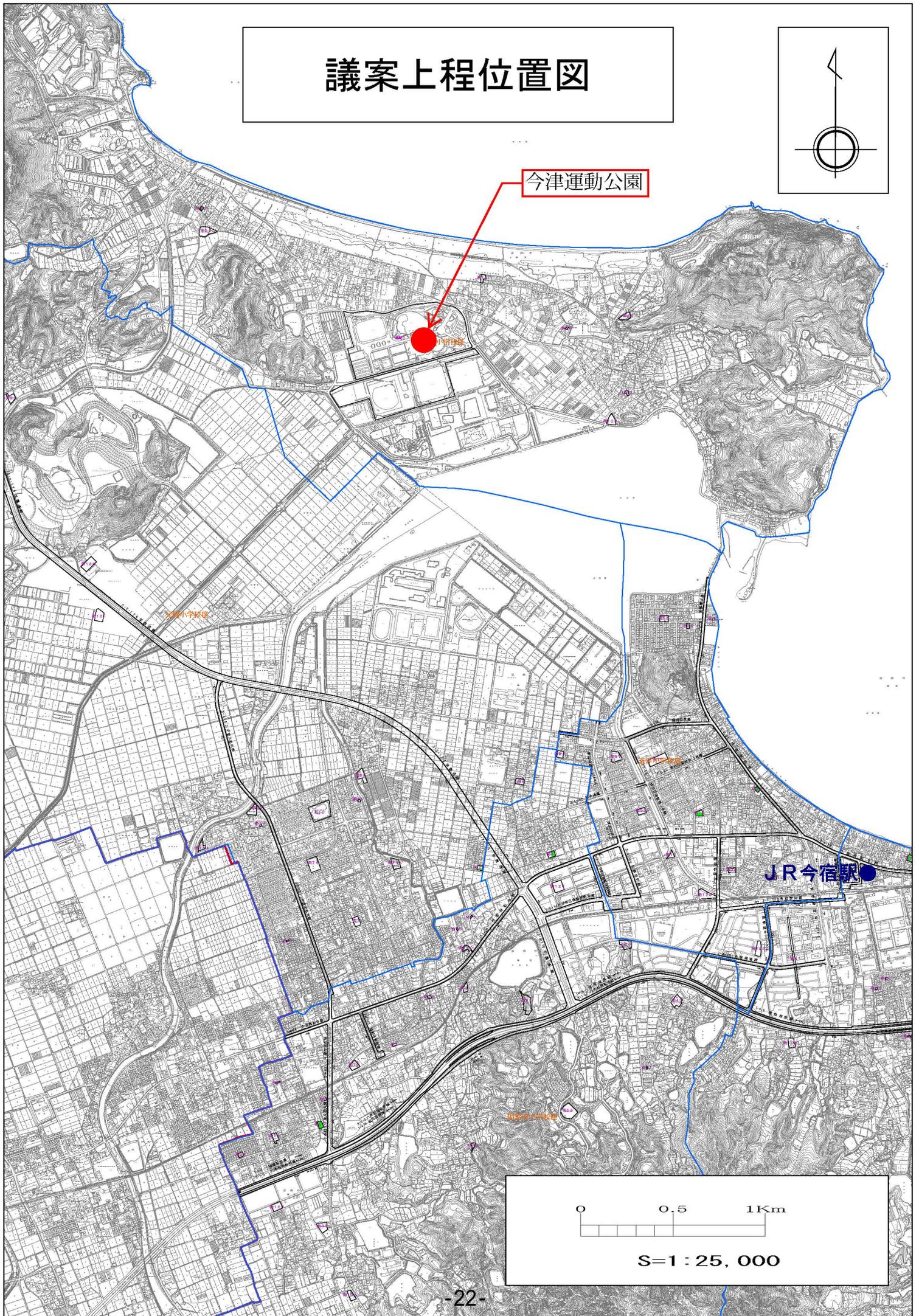


# 議案上程位置図



今津運動公園

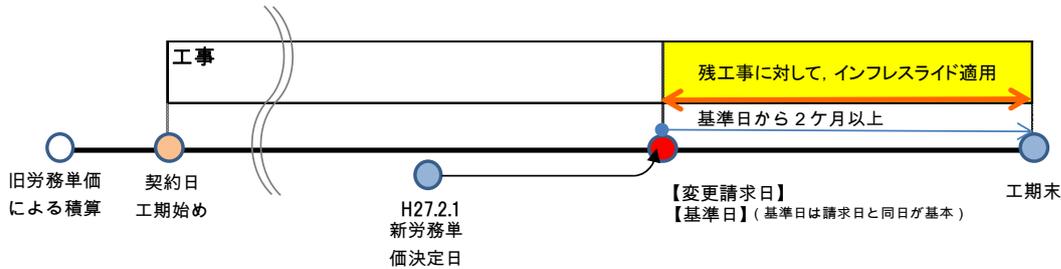


S=1 : 25, 000

## ■インフレスライド（請負契約書第25条第6項）とは、

予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに請負代金額を変更できる規定。

条項の適用は、平成27年1月31日以前に契約がなされた工事で、残工事が基準日から2ヶ月以上あるものを対象に、受注者より請負代金額の変更請求があったもの。



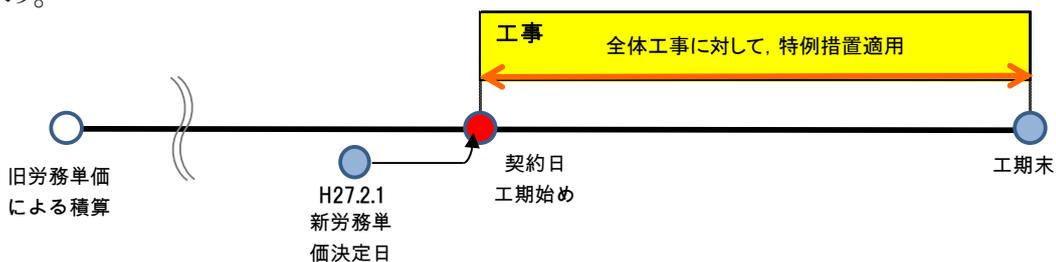
### □対応方法

残工事に対して、平成27年2月1日から適用する新労務単価等により算出されたスライド額を含めた請負代金額に、契約変更を行う。

## ■特例措置（請負契約書第57条）とは、

契約約款に定めのない事項について、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める規定。

条項の適用は、平成27年2月1日以降に契約を締結した工事のうち、平成26年2月の公共工事設計労務単価（旧労務単価等）を適用して設計金額を積算している工事を対象に、受注者より請負代金額の変更協議依頼があったもの。



### □対応方法

全体工事に対して、平成27年2月1日から適用する新労務単価等により算出された請負代金額に、契約変更を行う。

## ■スライド条項制定の経緯

物価変動等による請負代金額の変更の規定（スライド条項）は、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第25条に規定されている。その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年にいわゆる「インフレスライド条項」が規定されたもの。